

## (参考) 2016 年度車上作動処理監査結果

### 1. エアバッグ類の処理忘れ状況

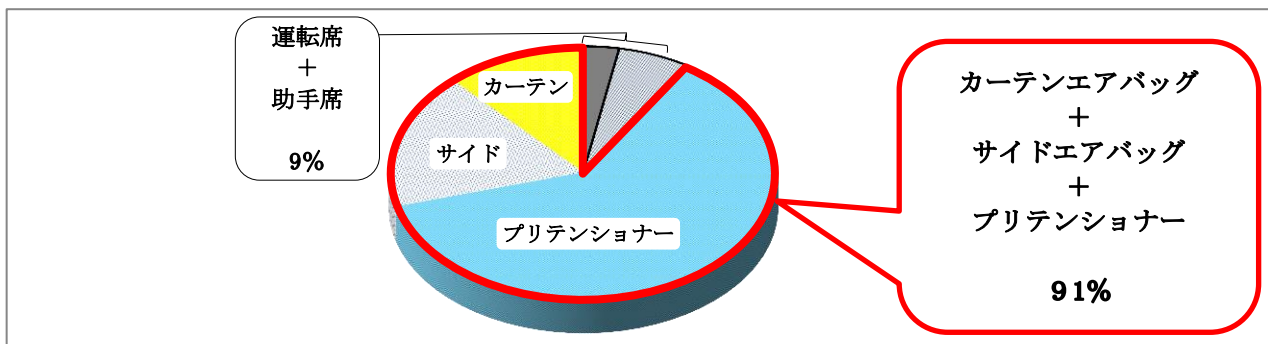
車上作動処理現地監査におけるエアバッグ類の処理忘れ状況を分析したところ、以下のような結果となりました。エアバッグ類の処理忘れ等が確認された場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づく措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しておりますので、適正処理の徹底をお願いいたします。

#### ① 処理忘れ部位

シートベルトプリテンショナー、サイドエアバッグ及びカーテンエアバッグの処理忘れが91%を占めていました。

作業前の装備部位確認・作業後の作動状況確認を必ず行ってください。

また、ハーフカット車の処理忘れが多数発生しております。ハーフカット車もエアバッグ類の処理が必要となりますのでご注意ください。



#### ② 一括作動処理ツール使用時の注意

一括作動対応車において、一括作動処理ツールを使用しても断線等の理由でエアバッグ類の一部が作動しない場合があります。

作業後、エアバッグ類作動の確認は必ず行ってください。

#### ③ 処理忘れの理由

エアバッグ類の処理忘れ等が確認された事業者の半数以上が「過去の経験から装備個数や部位を熟知している」との過信から、車台詳細情報の閲覧や処理後の確認を怠っていたことをヒアリングで確認しました。

## 2. 処理忘れへの対策

作業工程ごとに以下の対策を実施し、確実な処理をお願いいたします。

▶ 作業前…装備確認時における「車台詳細情報」の活用



▶ 作業中…一括作動処理ツールの使用



▶ 作業後…全てのエアバッグ類が作動しているかの確認

※確認後は作業結果を速やかに管理台帳に記載してください。

管理台帳を作業場以外で記載する場合は、一旦メモ等に

作業結果を記載してください。

(口頭による結果の伝達は、間違いの原因になりますので、

必ずメモを取ってください)

## 3. エアバッグ類の不適正保管状況

エアバッグ類の不適正保管事例が多数報告されています。自動車メーカー等に引渡す以外の目的でエアバッグ類を保管していた場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

## 4. 不適正事象再発時（未改善）の対応

不適正事象が繰り返し発見された場合、軽微な指摘であってもエアバッグ類車上作動処理業務規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。